

薩摩川内市自治基本条例原案

答 申

平成 2 0 年 6 月 1 8 日

薩摩川内市総合計画審議会

1．薩摩川内市自治基本条例 原案

目 次

前 文

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 まちづくりの基本理念

第4条 この条例の位置付け

第2章 まちづくりの主体

第5条 市民の権利と責務

第6条 事業者の責務

第7条 市長の責務

第8条 市の執行機関の責務

第9条 職員の責務

第3章 市民と市の情報共有

第10条 情報の共有

第11条 情報の公開

第12条 個人情報の保護

第4章 協働と参画

第13条 協働の推進

第14条 市民参画の保障

第15条 計画過程等への参画

第5章 公正及び信頼の確保

第16条 対話の場の設置

第17条 意見等への対応

第18条 市民意見の公募手続

第19条 審議会等への参加

第6章 コミュニティ

第20条 コミュニティ活動

第21条 地区コミュニティ協議会

第22条 地区コミュニティ協議会の支援

第23条 地区振興計画

第24条 自治会活動への理解等

第25条 自治会活動への支援

第7章 市政経営

第26条 総合計画の策定等

第27条 総合計画の実施状況

第28条 説明責任

第29条 行政手続

第30条 市民投票

第31条 法令の遵守

第32条 条例の制定及び法令の活用

第33条 組織

第34条 国，他の地方公共団体等の連携

第8章 審議会の設置

第35条 条例の運用の充実と審議会の設置

第9章 条例の見直し

第36条 この条例の見直し

..... 総合計画審議会の審議を受けて，
修正した箇所

総合計画審議会 諮問原案	総合計画審議会 答申原案
私たちのまち薩摩川内市は、豊かで美しい自然に抱かれた１市４町４村が合併し、平成１６年１０月に誕生したまちです。 合併前の各市町村においては、先人たちの努力によって、これまで地域特有の自然、歴史、文化などが脈々と受け継がれてきました。 これからの私たちには、こうして育まれてきた美しい自然と古い歴史を誇りとしながら、お互いを思いやり、話し合いながら、理解し合う気持ちが大切です。その上で、子どもからお年寄りまでみんなが力を合わせて、誰もが次世代まで「薩摩川内市にずっと住みたい」と思えるような魅力的なまちづくりに取り組んでいかなければなりません。 そのためには、市民と市がそれぞれ対等な立場で、まちづくりの主体であることを自覚し、自らが持つ権利と責務の下、協働のまちづくりを推進し、住民自治を実現していくことが必要です。 これらを踏まえ、薩摩川内市における自治の仕組みやまちづくりの基本理念を明らかにし、明るく豊かなまちを創るため、この条例を制定します。 第１章 総則 （目的） 第１条 この条例は、本市のまちづくりの基本理念、市民の権利と責務、市の責務等を明らかにするとともに、情報共有、協働と参画の仕組みなど市政に関する基本的な事項を定めることにより、住民自治による自立した地域社会を実現することを目的とする。 （定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は事業者をいう。 事業者 市内において営利又は非営利を目的とした事業及び活動を行う個人、法人又は団体をいう。	私たちのまち薩摩川内市は、豊かで美しい自然に抱かれた１市４町４村が合併し、平成１６年１０月に誕生したまちです。 合併前の各市町村においては、先人たちの努力によって、これまで地域特有の自然、歴史、文化などが脈々と受け継がれてきました。 これからの私たちには、こうして育まれてきた美しい自然と古い歴史を誇りとしながら、お互いを思いやり、話し合いながら、理解し合う気持ちが大切です。その上で、子どもからお年寄りまでみんなが力を合わせて、誰もが次世代まで「薩摩川内市にずっと住みたい」と思えるような魅力的なまちづくりに取り組んでいかなければなりません。 <u>そのためには、市民自らが主体となってまちづくりに参画し、市民と市がお互いを尊重しながら、それぞれの役割と責務を認識し、協働のまちづくりを進め、住民自治を実現していくことが必要です。</u> これらを踏まえ、薩摩川内市における自治の仕組みやまちづくりの基本理念を明らかにし、明るく豊かなまちを創るため、この条例を制定します。 第１章 総則 （目的） 第１条 この条例は、本市のまちづくりの基本理念、市民の権利と責務、市の責務等を明らかにするとともに、情報の共有、協働と参画の仕組みなど市政に関する基本的な事項を定めることにより、住民自治による自立した地域社会を実現することを目的とする。 （定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は事業者をいう。 事業者 市内において営利又は非営利を目的とした事業及び活動を行う個人、法人又は団体をいう。

市 議会を除く市の執行機関をいう。 市の執行機関 市長，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，水道事業管理者及び自動車運送事業管理者をいう。 まちづくり 住みやすいまち及び個性的で活力と潤いに満ちた地域社会を実現するための公共的活動のことをいう。 協働 市民及び市が，共通の目標に向かって対等の立場で互いの自主性を尊重しながら，協力し合うことをいう。 参画 自らの意思と責任を持って，市が実施する施策，事業等の企画立案から実施，評価に至る過程について市民が関与することをいう。 （まちづくりの基本理念） 第3条 まちづくりは，自らの積極的な意思で市民及び市が一体となって取り組むものとし，それぞれが互いの意見及び立場を尊重し，常に対等な関係を保ち，補完し合い協力して進めていかなければならない。 （この条例の位置付け） 第4条 この条例は，本市の自治の基本となる条例として位置付けるものであり，市民及び市は，この条例の趣旨を最大限に尊重するよう努めなければならない。 2 市は，他の条例，規則その他規程の制定改廃，解釈及び運用又はまちづくりに関する計画の策定若しくは変更に当たっては，この条例との整合を図らなければならない。 第2章 まちづくりの主体 （市民の権利と責務） 第5条 市民は，まちづくりに参画する権利を有するものとする。参画に当たっては，まちづくりの主体であることを自覚し，自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 2 市民は，市政に関する情報の提供を受け，自ら取得する権利を有するも	市 議会を除く市の執行機関をいう。 市の執行機関 市長，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，水道事業管理者及び自動車運送事業管理者をいう。 まちづくり 住みやすいまち及び個性的で活力と潤いに満ちた地域社会を実現するための公共的活動のことをいう。 協働 市民及び市が，共通の目標に向かって<u>それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し</u>，互いの自主性を尊重しながら，協力し合うことをいう。 参画 自らの意思と責任を持って，市が実施する施策，事業等の企画立案から実施，評価に至る過程について市民が関与することをいう。 （まちづくりの基本理念） 第3条 まちづくりは，自らの積極的な意思で市民及び市が一体となって取り組むものとし，それぞれが互いの意見及び立場を尊重し，常に対等な関係を保ち，補完し合い協力して進めていかなければならない。 （この条例の位置付け） 第4条 この条例は，本市の自治の基本を定めた<u>最高規範であり，市民及び市は，この条例の趣旨を最大限に尊重し，まちづくりを進めていかなければならない。</u> 2 市は，他の条例，規則その他規程の制定改廃，解釈及び運用又はまちづくりに関する計画の策定若しくは変更に当たっては，この条例との整合を図らなければならない。 第2章 まちづくりの主体 （市民の権利と責務） 第5条 市民は，まちづくりに参画する権利を有するものとする。参画に当たっては，まちづくりの主体であることを自覚して<u>行動しなければならない。</u> 2 市民は，市政に関する情報の提供を受け，自ら取得する権利を有するも
--	--

のとする。 3 市民は，市民相互間の理解を深め，交流及び連携を行い，より広範な公共の利益を図ることを目的とした市民活動を展開するよう努めるものとする。 （事業者の責務） 第6条 事業者は，地域社会の一員として，公益的な活動の意義を認識し，積極的に地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。 （市長の責務） 第7条 市長は，市政経営の最高責任者として地方公共団体の役割を認識し，誠実かつ公正に市政の執行に取り組むとともに，職員の育成に努めなければならない。 （市の執行機関の責務） 第8条 市の執行機関は，その権限と責任において，誠実かつ公正に職務の執行に取り組まなければならない。 2 市の執行機関は，互いに協力し，連携しながら行政機能を発揮しなければならない。 （職員の責務） 第9条 職員は，全体の奉仕者であることを認識し，効率的にその職務を遂行しなければならない。 2 職員は，職務の遂行に必要な知識，技術等の能力開発及び自己啓発に努め，その知識，技術等を，まちづくりに携わる専門家として必要に応じて市民に還元しなければならない。 3 職員は，自らも地域社会の一員であることを自覚し，積極的に市民と連携し，まちづくりに取り組まなければならない。	のとする。 3 市民は，<u>前2項に規定する権利の行使に当たっては，公共の福祉の増進のために用いなければならない。</u> 4 市民は，市民相互間の理解を深め，交流及び連携を行い，より広範な公共の利益を図ることを目的とした市民活動を展開するよう努めるものとする。 （事業者の責務） 第6条 事業者は，地域社会の一員として，公益的な活動の意義を認識し，積極的に地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。 （市長の責務） 第7条 市長は，市政経営の最高責任者として地方公共団体の役割を認識し，誠実かつ公正に市政の執行に取り組むとともに，職員の育成に努めなければならない。 （市の執行機関の責務） 第8条 市の執行機関は，その権限と責任において，誠実かつ公正に職務の執行に取り組まなければならない。 2 市の執行機関は，互いに協力し，連携しながら行政機能を発揮しなければならない。 （職員の責務） 第9条 職員は，全体の奉仕者であることを認識し，効率的にその職務を遂行しなければならない。 2 職員は，<u>職務の遂行に必要な知識の修得，技術等の能力開発及び自己啓発に努めなければならない。</u> 3 職員は，<u>まちづくりに関する知識，技術等を必要に応じ市民に提供し，まちづくりを支援しなければならない。</u> 4 職員は，自らも地域社会の一員であることを自覚し，積極的に市民と連携し，まちづくりに取り組まなければならない。
--	---

第3章 市民と市の情報共有 (情報の提供) 第10条 市は、その保有する情報を市民と共有するために、市民にわかりやすくその情報を提供しなければならない。 2 市は、市民の意向の把握など情報収集に努めなければならない。 3 市は、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用その他総合的な情報提供の体制整備に努めなければならない。 (情報の公開) 第11条 市は、市民参画による公正で開かれた市政を推進するために、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。 (個人情報の保護) 第12条 市は、個人の権利及び利益が侵されることのないよう、別に条例で定めるところにより、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。 第4章 協働と参画 (協働の推進) 第13条 市民及び市は、互いに連携を図りながら、協働してまちづくりに取り組むものとする。 2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。 (市民参画の保障) 第14条 市は、まちづくりに対する市民の参画の機会を設けなければならない。 2 市は、市民がまちづくりに参画しないことによって不利益を被ることのないよう配慮しなければならない。	第3章 市民と市の情報共有 ...(情報の共有)... 第10条 市は、その保有する情報を市民に分かりやすく提供し、市民との情報共有に努めなければならない。 2 市は、市民の意向の把握など情報収集に努めなければならない。 3 市は、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な伝達手段の活用その他総合的な情報提供を行うための体制整備に努めなければならない (情報の公開) 第11条 市は、市民参画による公正で開かれた市政を推進するために、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。 (個人情報の保護) 第12条 市は、個人の権利及び利益が侵されることのないよう、別に条例で定めるところにより、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。 第4章 協働と参画 (協働の推進) 第13条 市民及び市は、互いに連携を図りながら、協働してまちづくりに取り組むものとする。 2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。 (市民参画の保障) 第14条 市は、市民の意見が市政に反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を整備しなければならない。
---	--

(計画過程等への参画) 第15条 市は、施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程において市民が参画できるよう配慮しなければならない。 第5章 公正及び信頼の確保 (対話の場の設置) 第16条 市は、まちづくりの課題について市民と活発な意見交換ができるよう対話の場を設置しなければならない。 (意見等への対応) 第17条 市は、市民からの意見、要望等があったときは、誠実かつ的確に対応しなければならない。 2 市は、市民から苦情が寄せられたときは、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。 (市民意見の公募) 第18条 市は、本市の基本的な計画、構想等を策定しようとする場合には、公募により、市民の意見を求めなければならない。 (審議会等への参加) 第19条 市は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を任命、委嘱又はこれらに類する行為をしようとする場合には、当該審議会等の委員の全部又は一部を公募により選考しなければならない。ただし、特に専門的な審議を行う場合、特定の個人又は団体等に対する審議を行う場合、行政処分に関する審議を行う場合その他正当な理由がある場合を除くものとする。 2 審議会等の会議は、法令又は条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として公開するものとする。	(計画過程等への参画) 第15条 市は、施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程において市民が参画できるよう配慮しなければならない。 第5章 公正及び信頼の確保 (対話の場の設置) 第16条 市は、まちづくりの課題について市民と活発な意見交換ができるよう対話の場を設置しなければならない。 (意見等への対応) 第17条 市は、<u>まちづくりに関する</u>市民からの意見、要望等があったときは、誠実かつ的確に対応しなければならない。 2 市は、市民から<u>公共の福祉を実現するための</u>苦情が寄せられたときは、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。 3 <u>市は、市民の意見、要望、苦情等の内容について、必要に応じて公表するものとする。</u> (市民意見の公募手続) 第18条 市は、本市の基本的な計画、構想等を策定しようとする場合には、公募により、市民の意見を求め、<u>その意見に対する市の考え方を明らかに</u>しなければならない。 (審議会等への参加) 第19条 市は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を任命、委嘱又はこれらに類する行為をしようとする場合には、当該審議会等の委員の全部又は一部を公募により選考しなければならない。ただし、特に専門的な審議を行う場合、特定の個人又は団体等に対する審議を行う場合、行政処分に関する審議を行う場合その他正当な理由がある場合を除くものとする。 2 <u>審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに</u>
--	---

第6章 コミュニティ (コミュニティ活動) 第20条 市民は、明るく豊かなまちを創るため、積極的にまちづくりに取り組み、互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。 (地区コミュニティ協議会) 第21条 市民は、コミュニティ活動を実現するため、各地区のあらゆる分野の団体から構成される地区コミュニティ協議会を組織し、運営することができる。 2 地区コミュニティ協議会は、市民に開かれたものとし、自治会及びその他組織と連携しながら協力してまちづくりを行うものとする。 (地区コミュニティ協議会への支援) 第22条 市は、地区コミュニティ協議会の活動が活発に行われるよう環境整備に努めるものとする。 2 市は、地区コミュニティ協議会の役割を認識し、自主性及び自立性を損ねることなく、協働してまちづくりを進めなければならない。 (自治会活動への理解等) 第23条 市民は、一定の地域において、相互扶助の精神に基づき形成された自治会の環境美化活動、防災活動その他のコミュニティ活動に対する理解を深め、自治会に加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。	関する事項で、審議会等で非公開とした場合は、この限りでない。 第6章 コミュニティ (コミュニティ活動) 第20条 市民は、自主的に地域が抱える課題について共に考え、対応し、地域への誇りを深め、生きがいの創出や活力ある地域の創造に努めるものとする。 (地区コミュニティ協議会) 第21条 市民は、コミュニティ活動を実現するため、各地区のあらゆる分野の団体から構成される地区コミュニティ協議会を組織し、運営することができる。 2 地区コミュニティ協議会は、市民に開かれたものとし、自治会及びその他組織と連携しながら協力してまちづくりを行うものとする。 (地区コミュニティ協議会への支援) 第22条 市は、地区コミュニティ協議会の活動が活発に行われるよう必要な支援に努めるものとする。 2 市は、支援を行う場合は、地区コミュニティ協議会の役割を認識し、その自主性及び自立性を尊重しなければならない。 (地区振興計画) 第23条 地区コミュニティ協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地区振興計画の策定に努めるものとする。 2 市は、前項の地区振興計画の策定を必要に応じ支援するものとする。 (自治会活動への理解等) 第24条 市民は、一定の地域において、相互扶助の精神に基づいて自発的に組織された自治会に加入し、そのコミュニティ活動に参加するよう努めるものとする。
---	---

(自治会活動への支援) 第24条 市は、自治会の自主性及び自立性を尊重し、その活動に応じて支援することができる。 第7章 市政経営 (総合計画の策定等) 第25条 市は、長期的な展望に立った計画(以下「総合計画」という。)を総合的な市政経営の指針として、この条例の趣旨に則して、策定し、及び実施しなければならない。 2 市の行う施策及び事業は、法令、条例及び規則等の規定によるもの又は緊急を要するもののほかは、すべて総合計画に則して、実施しなければならない。 3 市は、持続可能な財政構造の確立を図り、効率的かつ効果的な政策を展開するために、健全で自立性の高い安定した財政運営を行わなければならない。 (総合計画の実施状況) 第26条 市は、総合計画の下に各行政分野で策定した各種計画及び指針において実施した事務事業等の進捗状況について、その達成度、成果及び事業の妥当性の面から評価し、公表しなければならない。 (説明責任) 第27条 市は、施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程で、その効果、費用等を市民に明らかにし、積極的に、かつ、分かりやすく説明しなければならない。 (行政手続) 第28条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を	(自治会活動への支援) 第25条 市は、自治会の自主性及び自立性を尊重し、その活動に応じて支援することができる。 第7章 市政経営 (総合計画の策定等) 第26条 市は、長期的な展望に立った計画(以下「総合計画」という。)を総合的な市政経営の指針として、この条例の趣旨に則して、策定し、及び実施しなければならない。 2 市の行う施策及び事業は、法令、条例及び規則等の規定によるもの又は緊急を要するもののほかは、すべて総合計画に則して、実施しなければならない。 3 市は、持続可能な財政構造の確立を図り、効率的かつ効果的な政策を展開するために、健全で自立性の高い安定した財政運営を行わなければならない。 4 市は、総合計画を策定する際は、地区振興計画を尊重するものとする。ただし、広域的な観点から調整が必要な場合は、この限りではない。 (総合計画の実施状況) 第27条 市は、総合計画の下に各行政分野で策定した各種計画及び指針において実施した事務事業等の進捗状況について、その達成度、成果及び事業の妥当性の面から評価し、公表しなければならない。 (説明責任) 第28条 市は、施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程で、その効果、費用等を市民に明らかにし、積極的に、かつ、分かりやすく説明しなければならない。 (行政手続) 第29条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を
---	--

定め、行政経営における公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。 （市民投票） 第 2 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広く市民の意思を把握するための、市民投票を実施することができる。 選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。 議会の議員から議員定数の 1 2 分の 1 以上の者の賛成を得て市民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。 市長が自ら市民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。 2 市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度前項の条例で定めるものとする。 （法令の遵守） 第 3 0 条 市は、法令を遵守し、かつ公正に市政経営を行わなければならない。 （条例の制定及び法令の活用） 第 3 1 条 市長は、市民のニーズ及び市の課題を解決するために、この条例の趣旨に則して、自主的かつ適正に法令の解釈及び運用を行い、必要な条例、規則等を制定しなければならない。 （組織） 第 3 2 条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民にわかりやすく機能的かつ効率的な組織の編成を行い、常に組織の見直しに努めなければならない。 2 市は、市民サービスの維持向上を前提として、質の高いサービスをより効率的かつ効果的に提供するように、業務改善に努めなければならない。	定め、行政経営における公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。 （市民投票） 第 3 0 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広く市民の意思を把握するための市民投票を実施することができる。 選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。 議会の議員から議員定数の 1 2 分の 1 以上の者の賛成を得て市民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。 市長が自ら市民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。 2 市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度前項の条例で定めるものとする。 （法令の遵守） 第 3 1 条 市は、法令を遵守し、かつ公正に市政経営を行わなければならない。 （条例の制定及び法令の活用） 第 3 2 条 市長は、市民のニーズ及び市の課題を解決するために、この条例の趣旨に則して、自主的かつ適正に法令の解釈及び運用を行い、必要な条例、規則等を制定しなければならない。 （組織） 第 3 3 条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民にわかりやすく機能的かつ効率的な組織の編成を行い、常に組織の見直しに努めなければならない。 2 市は、市民サービスの維持向上を前提として、質の高いサービスをより効率的かつ効果的に提供するように、業務改善に努めなければならない。
---	--

(国, 他の地方公共団体等との連携) 第33条 市は, 国及び鹿児島県と対等な立場で互いに協力し, 自治の発展のため, 連携を図りながら行政課題の解決を図るよう努めなければならない。 2 市は, 他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては, 自主性を保持しつつ互いに連携し, 及び協力し合いながら解決に当たるよう努めなければならない。 第8章 審議会の設置 (条例の運用の充実と審議会の設置) 第34条 市は, この条例の運用状況を常に把握し, その充実を図るため, 薩摩川内市○○○○審議会(以下「審議会」という。)を設置するものとする。 2 審議会は, この条例に基づくまちづくりの諸制度が適切かつ円滑に機能しているか運用状況を調査し, 市長に意見を述べることができる。 第9章 条例の見直し (この条例の見直し) 第35条 市長は, 審議会の意見を踏まえ, この条例の見直しの要否等について検討し, その実効性を確保するため見直す必要があると認めたときは, 遅滞なく改正その他所要の措置を講じなければならない。 附 則 (施行期日) 1 この条例は, 平成 年 月 日から施行する。	(国, 他の地方公共団体等との連携) 第34条 市は, 国及び鹿児島県と対等な立場で互いに協力し, 自治の発展のため, 連携を図りながら行政課題の解決を図るよう努めなければならない。 2 市は, 他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては, 自主性を保持しつつ互いに連携し, 及び協力し合いながら解決に当たるよう努めなければならない。 第8章 審議会の設置 (条例の運用の充実と審議会の設置) 第35条 市は, この条例の運用状況を常に把握し, その充実を図るため, 薩摩川内市○○○○審議会(以下「審議会」という。)を設置するものとする。 2 審議会は, この条例に基づくまちづくりの諸制度が適切かつ円滑に機能しているか運用状況を調査し, 市長に意見を述べることができる。 第9章 条例の見直し (この条例の見直し) 第36条 市長は, 審議会の意見を踏まえ, この条例の見直しの要否等について検討し, その実効性を確保するため見直す必要があると認めたときは, 遅滞なく改正その他所要の措置を講じなければならない。 附 則 (施行期日) 1 この条例は, 平成 年 月 日から施行する。
--	--

2. 審議内容

対象条項	意見	審議内容	審議結果
前 文	耕作放棄地の増加をはじめとする，過疎対策・限界集落対策に関する文言を挿入したらどうか。	「薩摩川内市にずっと住みたい」という気持ちが生まれる前提には，景観の保全・活用，生活環境，福祉政策などの保障・充実が必要不可欠であり，これに取り組むことにより，過疎対策・限界集落対策は解決される。 自治基本条例は，薩摩川内市のまちづくりの方針を定める理念的・抽象的なものであるため，個別事案の具体的対応策は，各計画に委任することとする。	原案のとおり
	「それぞれ」という表現は，分離をイメージさせるので文言の整理をしたらどうか。	まちづくりにおいては，お互いが独立した存在で，良きパートナーとして，互いの不足する部分を補い合うことが大事である。	原案を修正する
	市民と市で「対等な立場」というのはありえるのか。		
第 1 条	「情報共有」「協働」「参画」の表現を「情報共有」「共生協働」「市民参画」と変えて，4文字で揃えたらどうか。	市民への説明の中で，まちづくりの3原則は「情報共有」「協働」「参画」であると説明しており，4文字に揃えることで新しい概念という誤解を生むおそれがある。 4文字での表現は，視覚的及び聴覚的に長く，硬い印象を受ける。	原案のとおり
	「住民自治」の「住民」と「市民」の区別は何か。	本条例の中では，まちづくりの主体は「市民」として表現しており，「住民」は用いていない。しかし，「住民自治」という言葉は，一つの単語として地方自治の中に存在し，認識されている。	原案のとおり
第 4 条	「最高規範」という文言の取り扱いについてどのように考えるか。	自治基本条例は，薩摩川内市の例規の頂点に立つ条例であり，他との例規との違いを明確にする必要がある。 「最高規範」という文言を挿入することにより，本条例の趣旨を意識し住民自治が促進される。	原案を修正する
第 5 条	「自らの発言と行動に責任を持たなければならない」という表現は，市民だけに責任を負わずという誤解を生む恐れがないか。	第2条第7号「参画」の定義で，「自らの意思と責任をもって」と定義しているため，間接的に市民の発言，行動は責任を伴う。 「まちづくり＝公共的活動」の主体であることを自覚することで，無責任な言動は生じない。	原案を修正する

	市民と市の身分・立場は，法的拘束力に違いがあるため同じではない。市民の権利の濫用を防ぐ文言を挿入したらどうか。	まちづくりは，第2条第5号の定義により公共的活動を指す。その活動に私利私欲が入っては成立しないため，「公共の福祉」という文言を用いて権利の濫用を排除する。	原案を修正する
第9条	「まちづくりに携わる専門家」という表現は誤解を生む恐れがないか。	まちづくりの専門分野に秀でた人間は，市民の中にも存在し，職員に限ったことではない。	原案を修正する
	「還元」という表現は，条文の中において違和感がないか。	職務の遂行上知り得た知識，技術は，法令に触れない範囲で地域活性化のために市民に提供し，市民がまちづくりに積極的に取り組めるよう支援する必要がある。	原案を修正する
第10条	「情報の提供」の前に「情報の共有」をうたう項が必要ではないか。	第3章のタイトルが「情報共有」であり，第1項の見出しを，情報に関し双方向性を持たせるために「情報の共有」にする。 条文の前半後半を入れ替えたなら，情報の共有を強調できる。	原案を修正する
	「多様な媒体」という言葉は，理解しづらいのではないか。	媒体は，広報紙・ホームページ・ラジオ・テレビ等のハード環境を指し，「伝達手段」と表現を変えても意図するところは同じである。	原案を修正する
第13条	「市民がその担い手となれるよう」という表現は，市民だけが公共的課題の解決や公共的サービスを担うのかという懸念が湧くので，違う表現にしたらどうか。	第1項で市民と市の協働をうたっている。まちづくりは公共的活動であり，公共的課題の解決や公共サービスの提供等を含む。第2項は，それを受けて，市民がきちんとその役割を果たせるよう人材育成のために，市として適切な措置を講じることを述べている。	原案のとおり
第14条	第2項は，市民参画をうたう条例にあってマイナス表現であるが，どのように考えるか。 第1項の「市民参画の機会」をふくらまして表現したらどうか。	市民参画を保障する意味合いに重点を置く。	原案を修正する
第17条	個人を攻撃したり，公共の福祉に反するような意見・要望・苦情等の対応はどうするのか。	まちづくりは，第2条第5号の定義により公共的活動である。そこで，「まちづくりに関する」という表現を用いて，公共の福祉を実現するための建設的な意見，要望，苦情等に対応する旨を強調する。	原案を修正する
	出された意見，要望，苦情等の公表はどうするのか。	市民から出された意見等は，重要な情報である。	原案を修正する
第18条	出された意見の取扱はどのようにするのか。	パブリックコメント手続実施要綱に，「提出された意見に対する本市の考え方を明らかにするとともに，意見を考慮して本市としての意思決定を行う一連の手続」とある。	原案を修正する

第 2 1 条	地区コミュニティ協議会は発足し 4 年目を迎えている。補助金等の予算措置も含めて市議会や市に公認されているので、「組織し、」という文言は不要ではないか。	地区コミュニティ協議会は、任意に組織された協議会であるため、今後も再編の可能性はある。 「市民は、・・・運営することができる」という表現にすると、誰が主体となってつくった協議会なのか不明瞭になる。 地区コミュニティ協議会の設置根拠になるという狙いであれば、「組織し、」は必要である。	原案のとおり
第 2 2 条	「環境整備」という表現を具体化できないか。	「環境整備」という表現は、ハード面の整備という印象を与える恐れがある。	原案を修正する
	「認識し、」は、地区コミュニティ協議会の果たす役割について明記がないため、違う表現にしたらどうか。	地区コミュニティ協議会を設置する目的は、第 2 1 条第 1 項に「コミュニティ活動を実現するため」と明記している。	原案のとおり
	「損ねる」は、マイナスイメージを誘引するので違う表現はできないか。	第 2 5 条の表現を引用する。	原案を修正する
第 2 3 条	地区振興計画の取り扱いについて追記できないか。	地区の活動は、地区振興計画が根幹にある。 首長が変わり、地区振興計画の取扱いが変わるようでは地区の発展、活性化はない。	原案を修正する
第 2 4 条	「相互扶助の精神」は、「守り」のイメージではないか。	自治会を組織するに至った根底には、お互いに理解し合い、助け合いながら自分たちの地域のことは自分たちの手で解決しよう、処理しようという精神があるので「相互扶助の精神」という表現は、欠くことが出来ないものである。	原案を修正する
	「形成された」は、難しい表現ではないか。		
第 2 5 条	「できる」という表現は、条文に適さないのではないか。	「できるものとする」という表現に修正した場合、「できる」よりも弱い表現となる。	原案のとおり
第 2 6 条	地区振興計画への支援を追記できないか。	地区振興計画を総合計画へ反映していく姿勢を示すことは大切なことである。	原案を修正する
第 2 8 条	「権利利益」は同じ意味ではないので、文言の間をあけたらどうか。	行政手続条例の目的の部分を引用する。	原案のとおり

3 . 薩摩川内市総合計画審議会 委員名簿

区 分	所属団体等	氏 名
市内の公共的団体の役員及び職員	薩摩川内市教育委員会	森園 正堂
	薩摩川内市農業委員会	谷口 兼弘
	川内商工会議所	山元 浩義
	薩摩川内市商工会	今藤 尚一
	川内青年会議所	三角 文孝
	薩摩川内市女性団体連絡協議会	田島 直美
	地区コミュニティ協議会連絡会	米丸 恭生
		橋口 史人
		下野 千代男
学識経験者	鹿児島純心女子大学	犬塚 孝明
	前樋脇町長	黒瀬 一郎
市長が必要と認めた者	鹿児島純心女子大学	中村 貴恵
	公募	徳田 勝章
		齋藤 佐千子
		伊地知 すみ子

4 . 審議経過

	日 時	審 議 内 容
第 1 回	2 月 2 5 日 (月)	委嘱状交付 自治基本条例概要説明
第 2 回	4 月 1 0 日 (木)	条文 審議【前 文～第 2 章】
第 3 回	4 月 2 3 日 (水)	条文 審議【第 3 章～第 5 章】
第 4 回	5 月 1 3 日 (火)	条文 審議【第 6 章～第 9 章】
第 5 回	6 月 3 日 (火)	条文 審議 全体審議 (見直し)
第 6 回	6 月 9 日 (月)	答申案検討
第 7 回	6 月 1 8 日 (水)	答申